

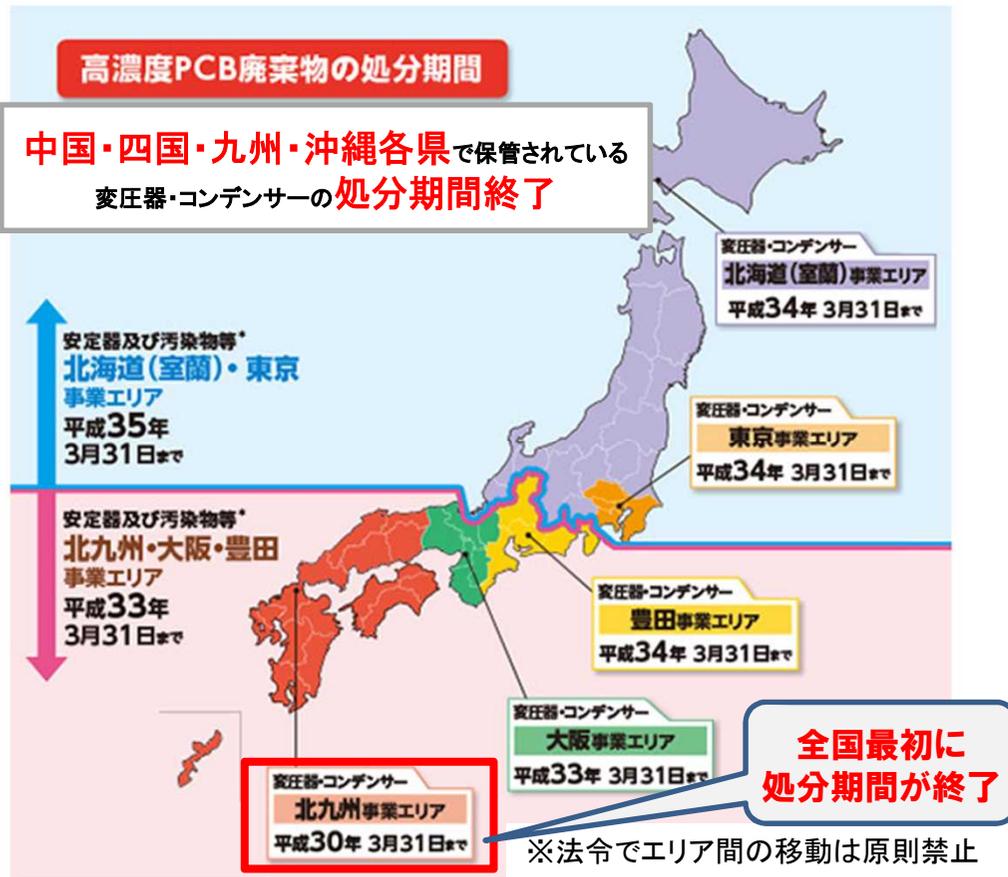
PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の 処理状況について

平成30年4月20日

環境省環境再生・資源循環局

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理状況について

- 国主導で進めてきた高濃度PCB廃棄物の処理について、**今年度末に、全国最初に中国・四国・九州・沖縄の各県(北九州事業エリア)内に使用・保管される変圧器・コンデンサーに係る処分期間が終了。**
- PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管事業者は、**昨年度中にJESCO※への処分委託する義務**があったが、**今年度以降は行政による改善命令、代執行の対象**。※中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- PCB処理基本計画(H28.7閣議決定)に基づき、最終的には改善命令等により委託されるものを含め、計画的処理完了期限(処分期間の末日の一年後)までにJESCOへの処分委託を終える必要がある。
- 基本計画に定める最初の区切りを迎えるにあたり、環境省として、自治体や関係省庁とともに、**事業者への最終的な確認や周知広報、行政処分の準備など、あらゆる措置を講じてきた。**



<PCB廃棄物の例>



変圧器



コンデンサー



蛍光灯安定器



PCB問題の歴史的経緯

1. 問題の発覚～製造の中止(昭和20～40年代)

- 昭和29年、PCBの国内製造開始
- 昭和43年、西日本を中心に広域にわたって、米ぬか油へのPCB混入による食中毒事件(いわゆる「カネミ油症事件」)が発生
- 昭和47年に行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示

11,000台が紛失
(平成10年
厚生省調査)

約30年間、民間主導で処理施設立地が試みられるが、すべて失敗
(39戦39敗)

→ 処理の停滞・保管の長期化・漏洩等の環境リスクの増加

2. PCB特措法の成立～期限延長・特措法改正(平成13～28年)

- 平成13年のPOPs条約※1採択を受けて、国が主導して処理施設を立地
※1 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
- 平成13年にPCB特措法成立。環境事業団(現・中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO))により全国5か所に事業所を設置。世界でも類を見ない大規模な化学処理方式により、順次処理を開始※2
※2 H16:北九州(I期)、H17:豊田・東京、H18:大阪、H20:北海道(I期)、H21:北九州(II期)、H25:北海道(II期)
- 平成26年に各施設の処理期限(当初は平成28年7月)を延長。**再延長は無いことを国としてJESCO施設の立地自治体に約束。**
- 平成28年にPCB特措法を改正し、期限の達成を確実にするための事項を措置

北九州事業エリアにおける取組

1. 「掘り起こし調査」による個別の最終確認

- 大半の工場・事業場等では、問題発覚以降長期にわたりPCB廃棄物の保管を継続。
- 一方で、中小企業を含め機器を持つ可能性のある事業者に対して、個別に最終的な確認を行うための調査（「掘り起こし調査」）を平成26年頃から自治体中心に実施。
- 具体的には、各自治体より対象地域内の全ての自家用電気工作物設置者（変圧器・コンデンサー等を設置している事業者）計約16万事業者（有効数）に対し、アンケート、戸別訪問等により調査を依頼し、結果を確認。

→北九州事業エリアでは今年1月に調査を完了し、調査対象事業者数の約0.6%の事業者が新規に届出（高濃度PCB届出事業者の約8%）

2. 財政的支援による早期処理の促進

- 国・自治体が出えんした基金により、中小企業等の処分費用を70%軽減。
- さらに、中小企業者の処理費用等については低利融資制度も創設。

→北九州事業エリア内で、基金から延べ約7,300事業者に支援を実施（今年3月末時点）

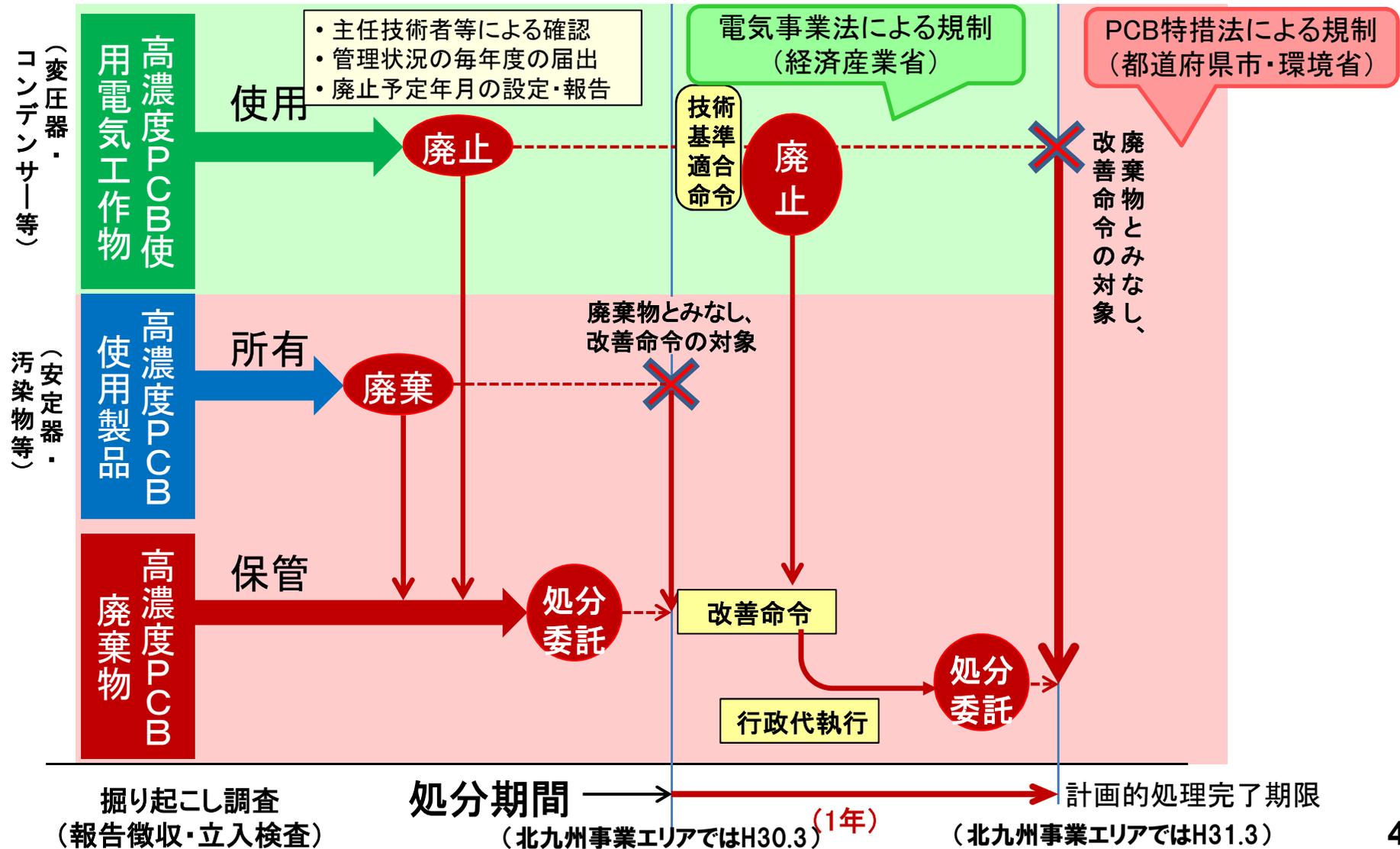
3. 周知・広報の実施

- 地方紙・専門紙の全面広告掲載、Webによる広報、SNSによる一斉周知の実施
- チラシ、ポスター等の関係団体への配布（平成29年度だけでそれぞれ約32万部、2万部）
- 今年の年明けには、最終通知として当該地域全域でテレビCMを放映（～3/18）

→PCBの問題について広く知っていただくための取組を実施

行政処分の実施による確実な処分の委託

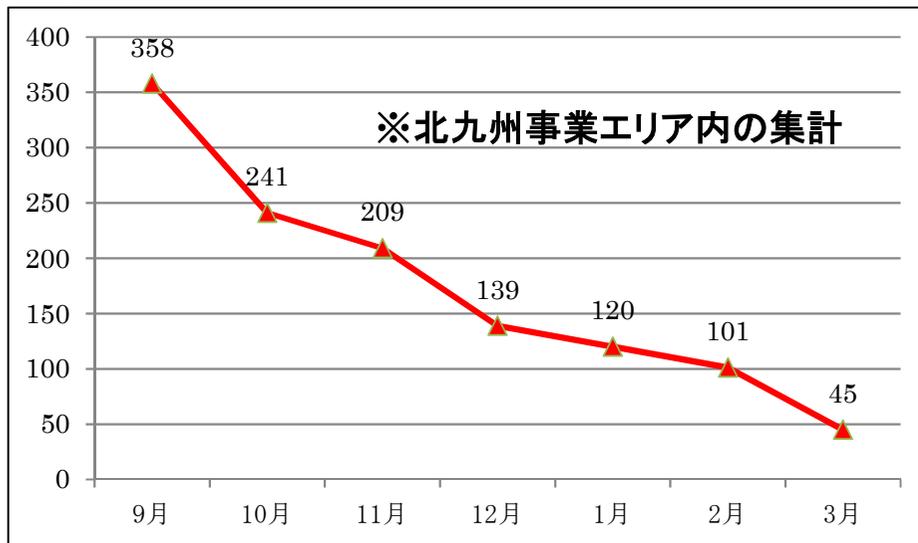
- 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーについて、H30年度に処分委託されていないものについては、行政からの改善命令の対象となり、JESCOに委託されることとなる。
- 最終的には、事業者が破産等により不存在となっている場合を含め、代執行等を実施し、確実に処分委託を実施する。



現在の状況(H30.3時点)

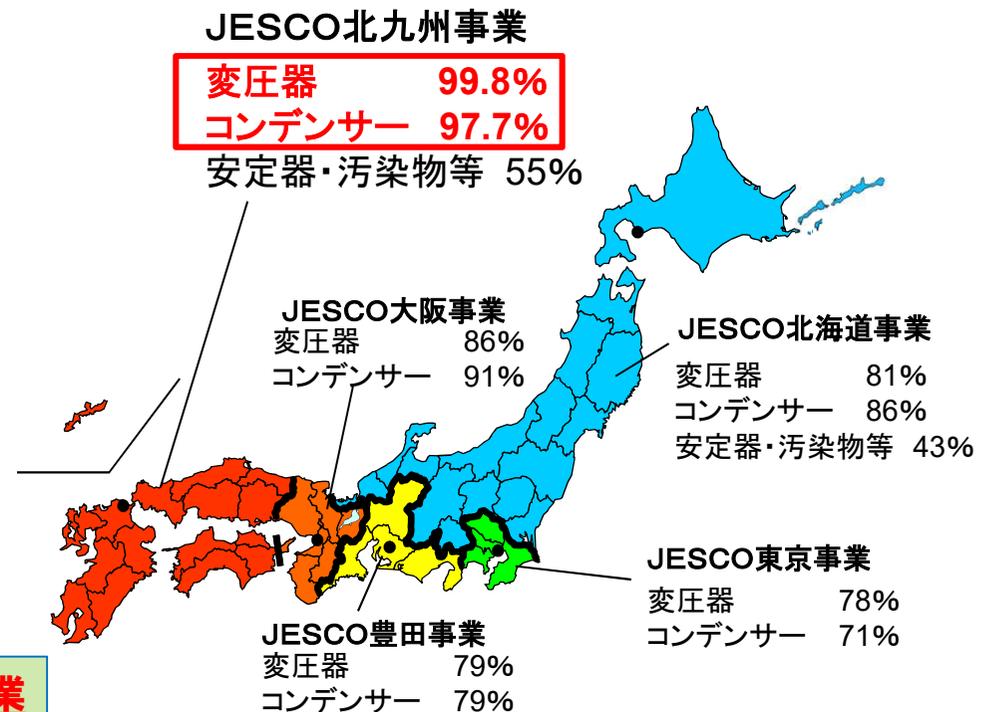
- ◆基本計画の達成のためには、JESCOへの処分委託及びJESCOにおける適正処理が必要。
- ◆行政処分実施を想定する者を除き、JESCOとの委託契約が未契約の事業者はほぼ解消。
- ◆北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーの処理については、既に約98%が完了。

1. 処分委託契約未締結の事業者数の推移



現時点で、行政処分を想定している**十数件程度の事業者以外は契約手続中**

2. JESCOにおける処理の進捗状況



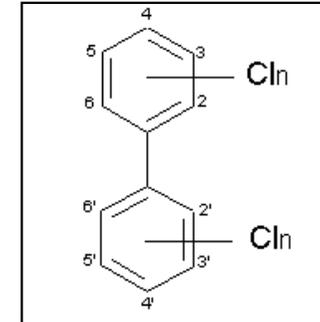
注)進捗率は、PCB廃棄物処理基本計画(H28.7)及びこれを踏まえて作成するJESCOの長期的な処理の見通し量に対する割合

改善命令等によるものを含め、今年度中に確実に処分委託を進める

參考資料

PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

PCBは工業的に合成された化合物であり、電気絶縁性に優れ、絶縁油、熱媒体等に使用されたが、難分解性等の性質及びその毒性から、国際的に問題となり、厳格に規制されている。



<PCBの特性>

●難分解性、高濃縮性、移動性

- ◆ 環境中で分解されにくい(難分解性)
- ◆ 脂溶性で生物濃縮率が高い(生物蓄積性・濃縮性)
- ◆ 揮発性で大気経由の移動がある(揮散・移動性)



- ◆ 水、底質や生物など広範囲に残留
- ◆ 周辺でPCBを使用していない極地の人・野生生物、遠洋の魚介類、深海生物等にもPCB汚染が拡大

●毒性

- ◆ 毒物や劇物に相当する急性毒性はないが、長期間の摂取により体内に蓄積。
- ◆ 一部はダイオキシン類であり発がん性を有する他、ヒトへの影響として、肝臓肥大と機能不全、爪や口腔粘膜の色素沈着・黒化、まぶたの膨張、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振等の報告。

●国際的な規制

- 世界的にも、PCBを全く使用していない地域(北極圏等)への汚染の拡大が報告されたこと等が発端となり、国際的な規制の取組が始まり、**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)**が平成16年5月に発効(日本は平成14年8月締結)。
- 条約では、きっかけとなった**PCBに関して他の物質よりも厳格に規制し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分を求めている。**

PCB廃棄物の種類

◆現在、PCB廃棄物は高濃度、低濃度に分けて処理を行っている。

高濃度PCB

①高圧変圧器・コンデンサー等

PCB濃度 60~100%、約34万台



高圧トランス



高圧コンデンサ

高圧変圧器、高圧コンデンサー、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、変成器、開閉器、遮断器、整流器等

②安定器等



蛍光灯安定器

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等

約600万个

コンデンサー中のPCB濃度: 100%

③PCB汚染物(5,000mg/kg超)



感圧複写紙

感圧複写紙(約700トン)等

中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)の5事業所

※②、③は北海道・北九州のPCB処理事業所で処理

低濃度PCB

①微量のPCBに汚染された廃電気機器等



変圧器・コンデンサー等

約120万台



柱上変圧器

約100万台



OFケーブル

約1,400km

②PCB汚染物等(5,000mg/kg以下)



ウエス



インナー手袋



汚泥

廃油、ウエス、汚泥、防護具類、塗膜くず等

都道府県及び政令市の長による許可施設

環境大臣による無害化処理認定施設

※処理施設ごとに、処理可能な品目が異なる。

PCB特別措置法改正（平成28年8月施行）の主な内容

※赤字がH28の法改正による措置

- PCB廃棄物処理基本計画の期限の達成のためには、以下のフロー図の各項目を全て満たすことが必要。
- 高濃度PCB廃棄物に関する各フローの現在の進捗状況を踏まえれば、相当アクセルを踏まなければ上記の達成は困難な状況。
→政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定（第6条）

① 高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品の掘り起こし調査が完了し、全て把握されること

→ 報告徴収・立入検査権限の強化
（第24条・第25条）

② 使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了すること

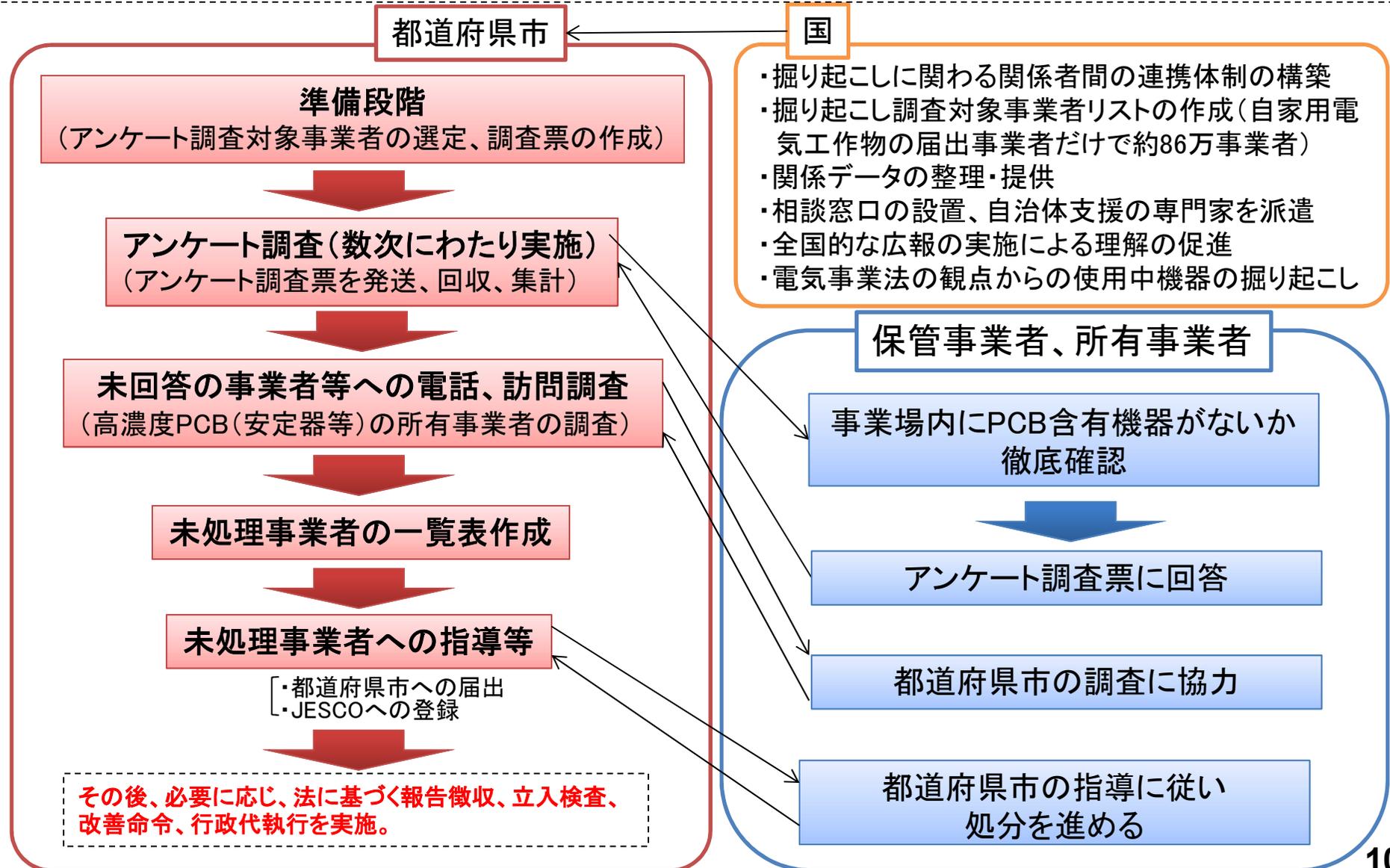
→ 使用中の高濃度PCB使用製品の廃棄の義務付け（第18条）

③ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること

- 計画的処理完了期限の一年前の高濃度PCB廃棄物の処分又は処分委託の義務付け（第10条）
義務違反者に対する改善命令（第12条）
高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行（第13条）

高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査の概要

- ◆ 各保管事業者の処分期間内の委託の義務を果たしていただくため、幅広く可能性のある事業者に対して徹底した調査を実施。
- ◆ 調査結果により対象機器の保有が判明した場合には、立入等の実施を含め処分に向け強力に指導。



地方環境事務所の体制強化

- 自治体による掘り起こし調査やPCB廃棄物の保管事業者に対する処分完了に向けた指導を支援するため、地方環境事務所の体制を強化し、平成29年度から、PCB廃棄物処理推進に係る専任の任期付職員を採用。
- 電気機器関係や自治体職員など、専門性を備えた職員を採用。
- 北九州事業エリアでは、平成30年度の1年間という短期間で改善命令等を行う必要があり、自治体、関係省庁、JESCO、関係団体等の有機的な連携を図るほか、自ら事業者指導や、場合によっては行政処分も実施していく。
- また、北九州事業エリアに続いて、その他エリアの取組が本格化、安定器等の掘り起こし調査も全国で本格化する。これらの取組に対応できるよう、引き続き更なる体制の増強を図っていく。

＜PCB廃棄物処理推進に係る地方環境事務所任期付職員の定員数＞

地方環境事務所	職位	現状	H30措置	合計
北海道地方環境事務所(札幌市)	補佐(PCB担当)	0	1	1
東北地方環境事務所(仙台市)	補佐(PCB担当)	0	1	1
関東地方環境事務所(さいたま市)	補佐(PCB担当)	0	1	1
中部地方環境事務所(名古屋市)	補佐(PCB担当)	1	0	1
近畿地方環境事務所(大阪市)	補佐(PCB担当)	1	0	1
<u>中国四国地方環境事務所(岡山市、高松市)</u>	<u>補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>5</u>
<u>九州地方環境事務所(熊本市、福岡市)</u>	<u>補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>5</u>

※上記以外にも併任で担当する職員を配置。

※特に、北九州事業エリアにおいては、PCB専任の福岡事務所長、併任職員6名を配置し、計13名で対応。

PCB早期処理に係る政府の率先実行の取組

閣議決定計画に基づく関係省庁連絡会議の設置

- PCB廃棄物処理基本計画(平成28年7月26日閣議決定)
 - 政府自身が保管・所有する高濃度PCB廃棄物等について率先処理を進めるため、各省庁において、保管・所有状況の調査、実行計画の策定等の取組を進めていくことを規定。
- 関係省庁連絡会議の設置(平成28年11月15日)
 - 関係者の密接な連携の下で基本計画に基づく取組を進めるため、各省局長級で「PCB廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」を設置。

<関係省庁連絡会議におけるこれまでの取組内容>

1. 関係省庁における実行計画の策定

- ◆ H28年度以降、全ての省庁において実行計画を策定。

2. 政府機関等における保有状況の調査・公表

- ◆ H28年度末及びH29年9月に各省庁の保管・所有するPCB廃棄物等の状況について取りまとめ、公表。

3. 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーに係る最終確認

- ◆ H28年以降、実行計画に基づき各省庁において最終的な確認を実施。
- ◆ その結果を踏まえ、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーに係る政府の取組状況について、H29年9月に率先実行はほぼ完了していることを各省庁で確認し、取りまとめ。

4. 一般への広報及び関係団体等への周知

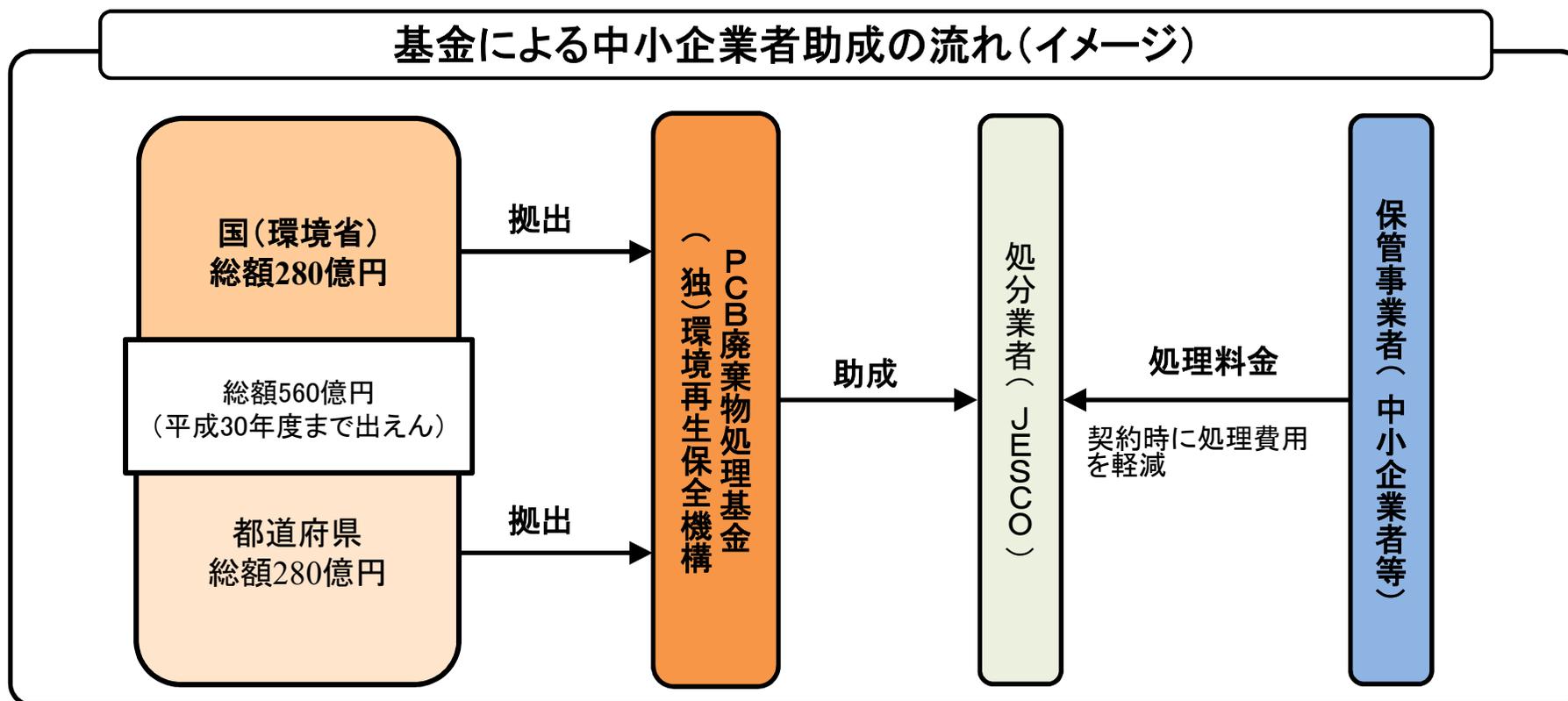
- ◆ 期限まで残り500日、1年等の節目に新聞、テレビ等を活用した広報を行うとともに、各省庁のSNS等により一斉周知。
- ◆ 1,000を超える所管業界団体等に対して、処分期間内の早期処理に関する周知徹底を文書で通知。

<今後の取組>

- ◆ 今後、毎年秋頃に政府全体の保管量等を取りまとめるとともに、他地域でも率先して取組を実施。
- ◆ さらに、安定器・汚染物等についても、効率的な調査方法の検討を進めた上で、順次取組を実施。

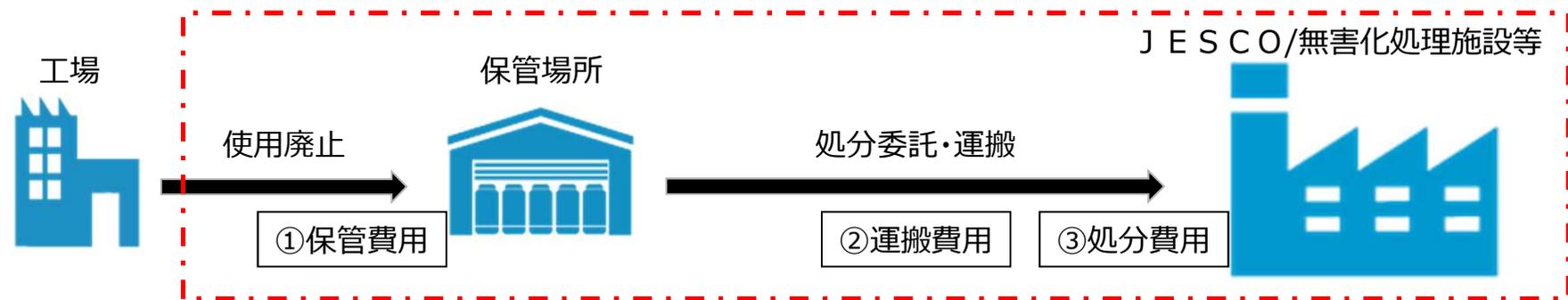
中小企業者等の負担軽減措置

- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- 中小企業者等については処分料金の70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については、処分料金の95%を軽減している。



日本政策金融公庫における貸付制度（PCB廃棄物処理に係る運転資金）

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



貸付対象とする費用の範囲

- ①処理委託まで保管に係る費用
- ②処理施設までの運搬費用
- ③処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）

貸付利率

- 高濃度PCB：特別利率③ 0.31%～
低濃度PCB：基準利率 1.21%～